

移送サービス費の支給について

志木市では、居宅で介護を受ける利用者様が通院のために寝台専用車両や車椅子専用車両（リフト付車両）を利用した際の費用に対して、保険給付を行っています。

◆ 支給該当者

要介護度を持ち、居宅で介護を受ける方で、寝台・車椅子専用車両（リフト付車両）を利用しなければ外出できない方（主に、日常生活自立度※B以上の方）

※日常生活自立度とは・・・要介護認定時に介護度と共に判定しています。詳しくは、担当ケアマネジャー、または市役所介護保険担当課までお問い合わせください。

◆ 支給を受けられる場合

自宅から病院までの通院、自宅での介護に向けた退院。また、ショートステイ利用中の通院も対象となります。それぞれ、自宅から自宅までを1回の利用と判断し、年（4月～翌年3月）に24回までが支給対象となります。

※受給資格認定月により利用できる回数は異なります。（申請月が4、5月⇒24回、6、7月⇒20回、8、9月⇒16回、10、11月⇒12回、12、1月⇒8回、2、3月⇒4回）

◆ 支給する額と自己負担

1回の利用にかかった費用のうち、1万5千円を上限にその9割、8割または7割相当額を支給します。最終的な利用者の自己負担は、1万5千円までの1割、2割または3割と1万5千円を超えた分の合計額です。

◆ 申請・受領委任制度

本来は利用者様が受け取る給付費について、支給申請と受領を事業者に委任する（事業者が立て替える）ことで、利用者はサービス利用時に自己負担分のみを支払う制度です。

利用を希望される場合、事前に受領委任状を記入、事業者毎の初回利用時に乗務員へ提出し、同意を得る必要があります。なお対応していない事業者もありますのでご注意ください。

◆ サービス提供事業者（近隣事業者の一例）

事業者名	所在地	電話番号	受領委任
合同会社 想楽	朝霞市膝折町4-20-31-1306	048-486-9880	対応
メイサポートキャブ	埼玉県新座市野寺3-3-9	080-4387-1015	対応
介護福祉タクシー おでかけ	新座市大和田4-14-33	048-479-2942	対応
移送サービス キャブコモード	新座市野火止8-23-17	090-2176-1119	対応
介護タクシー 楽	新座市池田5-7-21	080-3122-5181	対応
介護タクシー らん	ふじみ野市駒西1-2-9	090-6117-0358	対応
彩の国 福祉介護移送協会	さいたま市桜区田島8-4-27 サンアーク西浦和2-103	048-799-3628	対応

※上記以外の事業者をご利用された場合でも支給対象となります。

※介護タクシーは、事業者毎に料金が異なります。事業者により、事業者の車庫を出発してからサービス提供終了（ご自宅到着）までの時間が費用となる場合もあります。詳しくは各事業者までお問い合わせください。

※車の種類は「車椅子」と「寝台車（ストレッチャー）」があります。一般に「寝台車」の場合、「車椅子」よりも費用が高くなる傾向があります。

サービスの利用と給付費支給までの流れ

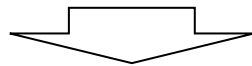
◆ 利用認定申請書を提出する（年に一度申請）

『志木市介護保険移送サービス利用認定申請書』に必要事項を記入し、志木市役所長寿応援課まで提出してください。

※2週間ほどで受給資格者証をお送りします。乗車時に必要となりますので、大切に保管してください。

※受給資格者証に付属の移送サービス利用回数確認表はご自身で回数管理にご利用いただくか、支給申請の際にご提出ください。

※令和3年10月1日より、年に一度認定申請を提出し受給資格者証を取得することで、従来の事前申請は不要となりました。



◆ 予約を取る

ご利用の日時が決まったら、事業者に連絡して予約を取ってください。

※移送サービス受給資格者証を利用する旨お伝えください。

受領委任払いの場合



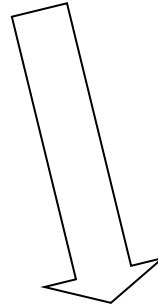
◆ 受領委任状を記入する

委任者欄に必要事項を記入します。

※各事業者の初回利用時のみ。



償還払いの場合

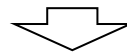


◆ サービスを利用する

予約日時に各事業者の移送サービスを利用し、料金をお支払いください。

※乗車の際に受給資格者証を提示してください。

※受領委任払いで初回利用時には、受領委任状をドライバーにお渡しください。

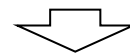


◆ 支給申請書を提出する（利用した月毎に）

支給申請書に必要事項を記入し、

- ・実績報告書（事業者の印がおされたもの）
- ・領収書（事業者が発行したもの）
- ・移送サービス利用回数確認表（任意）

と併せて市役所に提出してください。



◆ 給付費を受け取る

支給申請を出した翌月末までに、給付費を指定口座に振り込みます。（書類不備等の場合を除く。）

※支給金額と支給日が決定次第、お知らせとご提出いただいた利用回数確認表をお送りします。